

学校いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 1 1 月

小山市立豊田南小学校

はじめに

いじめのない豊南小にするために

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見、適切に解決に導いていける学校の指導體制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための施策に関し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

豊南小目標

○「子どもの権利・人権が保障され、全員にその意識が定着している学校」を目指します。

豊田学区いじめ防止スローガン

○優しい気持ちと勇気をもって いじめをしない 起こさせない

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめは、絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することとなる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にすることを実践することや、教職員が、児童一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな成長・発達を支援するという児童観、教師観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では目指す学校像として、「楽しく明るく美しい学校」を掲げている。このことは、いじめをうまない土壌作りそのものであり、「やさしい子ども、かしこい子ども、たくましい子ども」の学校教育目標達成のために、の知・徳・体の調和のとれた全人教育をすすめている。

また、小中一貫教育の推進は、学校や家庭、地域社会の連携により、児童の健やかな成長のために行われている。この様な様々な取り組みを生かしながら、ここに学校基本方針を定めるものである。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

「いじめとは児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(3) いじめの理解

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む事が大切である。また、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う事が必要不可欠である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの防止

「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底していくことが大切である。そして、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動・体育活動・音楽活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが必要である。

②いじめの早期発見

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが大切である。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。

③いじめへの対処

学校で発見したり保護者から相談を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

④家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭や地域との連携は必要不可欠である。そのため学校のいじめ防止への取り組みを保護者や地域住民にも周知し、理解と協力を得るよう努めるようにする。さらに、また、PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進することが必要である。

⑤関係機関との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態の意味

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席（年間30日を目安とし、一定期間連続している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態至った」という申し立てがあった場合。

②重大事態の報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告するとともに、教育委委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(2) 重大事態の調査

関係機関及び上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施するとともに、調査結果についていじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 取り組みの評価・検証

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。